

新型コロナウイルス感染症対応の緊急事態宣言発出に伴う 連合会事務局業務の一部休止又は縮小について

今般発出された政府の緊急事態宣言及び東京都の要請を踏まえ、当会では令和2年5月6日までの間、事務局業務を一部休止、縮小することといたしました。この期間は電話がかかりづらくなる、一部の事務処理にお時間をいただくなど、皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

連合会の各種事業に関するお問い合わせ	毎週月曜日・木曜日 11:00～15:00 TEL 03-6225-4864
社会保険労務士試験に関するお問い合わせ (なお、第52回(令和2年度)試験の詳細につきましては、4月10日に公示される予定です。)	毎週月曜日・金曜日 11:00～15:00 TEL 03-6225-4880

